

資料

用語の解説

本編中、*で記した用語の解説をしています。

行	用語	説明	ページ
あ	ICT	Information and Communication Technology の略。情報 (information) や通信 (communication) に関する技術の総称。	4,36 43,70
	インターンシップ	生徒が事業所などの職場で働くことを通じて、職業や仕事の実際について体験したり、働く人々と接したりすること。	39
	親の学習	家庭の教育力の向上を目指して行われる学習。中学生・高校生対象の「親になるための学習」と親対象の「親が親として育ち、力を付けるための学習」がある。	21,22 80,92
か	学級がうまく機能しない状況 (いわゆる学級崩壊)	授業が成立しないなど、集団教育という学校の機能が成立しない学級の状況。	52
	学校応援団	学校における学習活動、安全確保、環境整備などについて、ボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織。	21,69 76,78 92
	学校課題解決プラン	学力向上推進上の課題を解決するため、各学校が作成する計画。	33
	学校関係者評価	地域住民、保護者 (PTA 役員等)、学校評議員などの学校の関係者が、学校の教育活動等の自己評価結果について行う評価。	14,67
	学校支援地域本部	学校長や教職員、PTA 等の関係者を中心とする組織の下に、地域住民が学校支援ボランティアとして部活動の指導や学習支援活動、登下校の安全確保など、学校教育活動の支援を行うもの。	76
	学校評価システム	学校が教育活動の重点目標やその実現のための具体的方策を定め、その実施結果や達成状況について検証・評価を行い、さらにこれを外部に公表することにより説明責任を果たし、学校運営の改善を図る仕組み。(県立学校では学校自己評価システムという。)	66
	学校ファーム	学校を単位に農園を設置し、心身共に発育段階にある児童生徒が農作業体験を通じて、生命や自然、環境や食物などに対する理解を深めるとともに、情操や生きる力を身に付けることをねらいとした取組。	47
	キャリア教育	望ましい勤労観、職業観及び職業に関する知識や技術を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。	22 38 47
	教育に関する3つの達成目標	「学力」 (=知)、「規律ある態度」 (=徳)、「体力」 (=体) の3分野について、小・中学校の各学年で確実に身に付けさせたい基礎的・基本的内容を、具体的な目標として定めたもの。	12,30 48,58
	教育ファーム	自然の恩恵や食にかかわる人々の様々な活動への理解を深めること等を目的として、農林漁業者などが一連の農作業等の体験の機会を提供する取組。	47

行	用語	説明	ページ
さ	埼玉県が行うスポーツ施設の整備及び充実等に関する指針	埼玉県スポーツ振興のまちづくり条例に基づき、県が行うスポーツ施設の整備及び充実等についての具体的方策を示したものの。平成 20 年 1 月施行。	89
	埼玉県子ども読書活動推進計画	平成 13 年 12 月に公布された「子どもの読書活動の推進に関する法律」を受け、埼玉県の子どもの読書活動を推進するためのガイドラインとして、平成 16 年 3 月に策定されたもの。	48
	埼玉県生涯学習振興計画	本県の生涯学習の振興に関する施策を総合的、体系的に推進するための計画。「だれもが、いつでも、どこでも学ぶことができ、学んだ成果を生かせる社会づくり」を目指している。現行計画は平成 16 年 2 月策定。	84
	埼玉県食育推進計画	平成 17 年 7 月に制定された「食育基本法」を受け、食育を総合的かつ計画的に推進していくため、県民が一体となって食育に取り組む計画として県が策定した計画。	56
	埼玉県スポーツ振興計画	スポーツ振興法に基づき、本県のスポーツ・レクリエーション活動の長期的、基本的な方向性を定めたもの。「スポーツいきいき彩の国」を基本理念とし、生涯スポーツや競技スポーツの振興などの各施策を進めることとしている。当初計画は平成 11 年 3 月策定。	88
	埼玉県スポーツ振興のまちづくり条例	スポーツ振興のまちづくりに関する施策を総合的に実施することにより、県民の健康及び福祉の増進に資することを目的に、県の責務やスポーツに関する多様な活動の促進などを定めたもの。平成 19 年 4 月施行。	88
	埼玉県男女共同参画推進プラン	「埼玉県男女共同参画推進条例」に基づき県が平成 14 年に策定した計画で、県の男女共同参画社会実現に向けた施策の基本的方向を明らかにし、男女共同参画推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するもの。	54
	埼玉の子ども 70 万人体験活動	子どもの社会力と豊かな人間性の育成を図るため、すべての小・中・高校生に対する体験活動の機会を充実させる取組。	46 48
	彩の国教育の日・彩の国教育週間	県民の教育に対する関心と理解を深めるとともに、学校・家庭・地域の連携の下、県民が一体となって教育に関する取組を推進する契機となるよう定めた日及び週間。11 月 1 日が「彩の国教育の日」、11 月 1 日から 7 日までが「彩の国教育週間」。	78 79 92
	彩の国未来創造フェア	産業界、教育界、行政機関等の連携のもと、産業や科学技術に関する分野を学ぶ子どもたちの学習成果の展示・発表を行うとともに、企業や大学、研究機関等の先端的な技術や作品の発信をすることにより、子どもたちの「ものづくりの心」や「科学する心」をはぐくむ催し。	39
産業人材育成プラットフォーム	県内産業を支える人材を育成するために、教育界・産業界・行政などが連携し、就学期から就業期まで、ライフステージに応じて総合的に支援を行う連携組織。	39 93	

行	用語	説明	ページ
さ	支援籍	障害のある児童生徒が在籍する学校又は学級以外で、必要な学習活動を行うために置く本県独自の学籍。例えば、特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地の小・中学校に「支援籍」を置くことにより、同じ学校のクラスメイトとして一定程度の学習活動を行うことができる。	43
	持続可能な社会	「環境」「経済」「人間社会」のバランスがとれた社会。すなわち、有限な地球環境の中で、環境負荷を最小にとどめ、資源の循環を図りながら、地球生態系を維持できる社会のこと。2004年の国連総会において、2005年からの10年間で「国連持続可能な開発のための教育の10年」(ESD)として決議された。	5 36
	小1プロブレム	基本的な生活習慣が身に付いていない等の課題があるまま小学校に入学する子どもたちによって、集団生活が成立せず、授業に支障が生じる状況。	40 52
	人事評価システム	年度当初に教職員自らが掲げた目標についての達成状況及び職務遂行の過程で発揮された能力や執務姿勢を総合的に評価し、資質能力の向上を図る仕組み。	65
	スーパーサイエンスハイスクール (SSH)	文部科学省が科学技術や理科・数学教育を重点的に行う高校を指定する制度のこと。学習指導要領によらない教育課程を編成・実施し、理科・数学に重点を置いたカリキュラムの開発などを行う。	93
	スクールガード・リーダー	学校等を巡回し、学校安全体制及び学校安全ボランティアの活動に対して専門的な指導を行う者。	69
	スクール・サポーター	中学校の要請に基づいて派遣され、生徒の非行や問題行動について、生徒指導の面から学校を支援する活動を行う警察職員。	53
	総合型地域スポーツクラブ	学校体育施設や公共体育施設等を拠点とし、多種目・多世代・多志向で構成し、地域住民が主体となって運営する形態のスポーツクラブ。埼玉県では通称「ふぁいぶるクラブ」と言う。	88
た	第三者による評価	当該学校に直接かわりをもたない専門家等が、自己評価及び学校関係者評価結果等を資料として活用しつつ、教育活動その他の学校運営全般について、専門的・客観的立場から評価を行うこと。	67
	団塊の世代	一般的に、昭和22年(1947年)から昭和24年(1949年)にかけて生まれた世代を言う。	16,85 87
	男女共同参画の視点に立った教育 (103ページ上へ)	男女共同参画の視点に立った教育を推進するには、「社会的性別(ジェンダー)の視点」を踏まえることも必要である。国は、社会通念や慣習の中には社会によって作り上げられた男性像、女性像があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」と定義。それ自体に良い、悪いの価値はないが、性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが	54

行	用語	説明	ページ
た	(102 ページ下から) 男女共同参画の視点に立った教育	社会的に作り上げられたことを意識していくことを「社会的性別の視点」とした。一方、このような視点で捉える対象の中には男女共同参画社会の形成を阻害しないと考えられるものもあり、このようなものまで見直しを行おうとするものではなく、社会制度・慣行の見直しを行う際は、社会的合意が必要としている。さらに「ジェンダー・フリー」という用語を使用して、性差を否定したり、男らしさ、女らしさや男女の区別をなくして人間の中性化を目指すこと、家族やひな祭り等の伝統文化を否定することは、国民が求める男女共同参画社会とは異なるとしている。(男女共同参画基本計画(第2次)要旨)	54
	地域子育て支援拠点	子育て中の孤立感、負担感を緩和するため、子育て親子の交流促進、育児不安に対する相談指導及び情報提供等、子育てに関する様々な援助活動を行う拠点。	41 81
	知識基盤社会	平成 17 年の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」で示された言葉。「新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会」であると定義している。	19 32
	TIMSS 調査 (Trends in International Mathematics and Science Study)	「国際数学・理科教育動向調査」と訳され、IEA(国際教育到達度評価学会)が実施。小学校 4 年生と中学校 2 年生を対象に、学校のカリキュラムで学んだ知識や技能等がどの程度習得されているかを評価するための調査。また、併せて児童生徒の学習習慣などに関する意識調査を行っている。	8
	特別支援学校のセンター的機能	特別支援学校が、その専門性を生かし、地域の小・中学校等に在籍する障害のある児童生徒等への指導に対する支援を行うなど、その地域における特別支援教育の中核的な役割を担う働き。	42
な	ニート	年齢 15～34 歳の非労働力人口(就業者と完全失業者以外の者)のうち、家事も通学もしていない人。	38
	21 世紀いきいきハイスクール構想	21 世紀の県立高校のあるべき姿と今後の施策の基本的な方向について、中長期的展望に立って示した県立高校の将来構想。平成 12 年 3 月に県教育委員会が策定。	67
	認定こども園	幼稚園や保育所のうち、①幼児教育②保育③地域子育て支援を一体的に提供する施設について、設置者の申請に基づき知事が認定するもの。幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持つため、親が働いている、いないにかかわらず利用できる。	40
	ノーマライゼーション	障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きるこそノーマルであるという考え方。	42

行	用語	説明	ページ
は	八都県市	首都圏に所在する埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市。広域的又は共通の行政課題へ積極的な対応を検討するため、首脳会議を設置している。	81
	はつらつ先生	各教科や生徒指導、進路指導等の分野において、卓越した指導力を発揮し、他の教員の模範となるなど、著しい効果をあげている本県の教員。	65
	フリーター	年齢 15 ～ 34 歳の学校卒業者（女性は未婚に限る）のうち、①アルバイト、パートの人、又は②現在無業の人についてはアルバイト、パートを希望している人。	9 38
	併設型中高一貫教育校	高校入学者選抜を行わず、中学校と高等学校が同一設置者により設置され、一貫した教育が行われる学校。本県では、平成 20 年 4 月現在、県立伊奈学園中学校・総合高等学校、さいたま市立浦和中学校・高等学校がある。	66
	保育所保育指針	厚生労働省が示す、保育所の保育士が子どもを保育する際に基準とする子育てに関する学習要領。	41
	放課後子ども教室	すべての子どもを対象として、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、地域住民の参画を得て子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行うもの。	79 92
や	幼稚園教育要領	文部科学省が示す、幼稚園の教諭が子どもを保育する際に基準とする子育てに関する学習要領。	41
ら	ライフチャンスライブラリー	県民の様々な課題に対応し、情報取得の格差是正を図ることにより、社会生活上のチャンスの拡大を支援する図書館。	84
	連携型中高一貫教育校	設置者が異なる中学校と高等学校が、教育課程の編成や教員・生徒間交流などの連携を深め、一貫した教育を行う学校。本県では、平成 20 年 4 月現在、県立小鹿野高等学校と近隣の 5 中学校が実施。	67

参考:指標の定義等

「ゆとりとチャンスの埼玉プラン」に
基づき設定した指標

施策指標	現状値 (平成19年度)	目標値 (平成25年度)	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	ページ
「教育に関する3つの達成目標」における基礎学力定着度	小学校6年 89.7% 中学校3年 82.5%	95% 95%	「教育に関する3つの達成目標」の効果を検証するため、県内全小中学生を対象に実施する「読む・書く」「計算」のペーパーテストの平均正答率。 基礎的学力の定着を示す数値であることから、この指標を選定。	ほとんどすべての子どもたちが「読む・書く」「計算」に係る基礎的・基本的な内容を身に付けていることを目指して平成23年度の目標値を設定し、これを平成25年度まで維持することを目標とした。	30
児童生徒の8割以上に身に付いている「規律ある態度」の項目数	小学校 (全学年 72項目中) 52項目 中学校 (全学年 36項目中) 24項目	72項目 36項目	県内全小中学生を対象に実施する「規律ある態度」の質問紙調査において、児童生徒の8割以上が「よくできる」「だいたいできる」と回答した項目数(各学年でそれぞれ12の達成目標を設定)。 「規律ある態度」が身に付いていることを示す数値であることから、この指標を選定。	すべての達成目標において、児童生徒の8割以上が達成できれば、児童生徒に規律ある態度が身に付き、基本的な生活習慣・学習習慣の改善が見込めることから、平成23年度の目標値を設定し、これを平成25年度まで維持することを目標とした。	30 48
体力テストの5段階絶対評価で上位3ランク(A、B、C)の児童生徒の割合	小学校 75.3% 中学校 81.9%	80% 85%	文部科学省が示す得点表に従い、体力テストの各種目ごとに記録を得点化し、その得点の合計を5段階絶対評価したうちの上位3ランクの生徒の割合。 客観的な基準により一人一人の体力向上の状況を示すことができることから、この指標を選定。	この指標の過去5年間における全国平均伸び率を踏まえ、小・中学校ともに年間1.0%程度の伸び率を目標とした。	30
体力テストの結果で全国平均を上回っている項目数の割合	59%	80% (平成23年度)	毎年度、各学校で実施している体力テストの結果で、全国平均を上回っている項目数の割合。 体力の状況を示す数値であることから、この指標を選定。	全国平均を上回る項目数の割合が80%以上であれば、本県の体力レベルが高い水準にあるといえることから、この目標値を設定。平成23年度までの達成を目標とした。	30 58
大学や研究機関などと連携した講義や授業を継続して教育活動に取り入れている県立高校の割合	54.3%	65%	大学、研究機関、民間企業などでの講義や見学等への生徒の参加、大学・研究機関・民間企業などから招いた講師による講義や授業を、継続して3年以上実施している県立高校の割合。 こうした講義や授業を受けることにより、生徒の知的好奇心を刺激しより一層高い意欲を喚起する取組であることから、この指標を選定。	高校生の進路先は、大きく大学・短大、専門学校、就職に分かれており、そのうち大学・短大へ現役で進学する生徒が30%を超える県立高校が約6割である。 こうした学校を中心に大学等の講義・授業を実施することとして平成23年度までの目標値を設定し、生徒の意欲を高める観点から、さらに全県立高校の約3分の2まで拡充することを目標とした。	32
地域の歴史や自然について関心があると回答した児童生徒の割合	小学校 44.7% 中学校 18.9%	55% 30%	全国学力・学習状況調査の質問紙調査において「今住んでいる地域の歴史や自然について関心がある」と回答した児童生徒の割合。 地域の伝統と文化、国際性を身に付けるためには、まず自分の住む郷土を知ることが原点であることから、この指標を選定。	地域の歴史や自然についての関心が、平成25年度までに10%以上高まることを目指し、この目標値を設定した。	34

施策指標	現状値 (平成19年度)	目標値 (平成25年度)	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	ページ
先進的な教育プログラムを開発・実施する県立高校の地域のネットワークの数	1か所	4か所	<p>科学教育や国際理解教育などにおいて、国内、海外の大学や研究機関などと連携した教育プログラムを、複数の高校が協力して開発・実施し、学習成果や学習機会を共有する、地域のネットワークの数。</p> <p>この取組を通じ、将来高い志を持って活躍できる人材の育成や教員の指導力の向上を図ることが期待されることから、この指標を選定。</p>	<p>平成19年度から毎年1つずつネットワークを形成し、平成23年度までには4つのネットワークを整備する。また、これを拠点として事業の成果を全県に広めていくため、4つのネットワークを平成25年度まで維持することを目標とした。</p>	36
公立高校卒業者の進路未定者の割合	1.8%	1.2%	<p>「高卒者の進路状況調査」で、公立高校卒業者のうち「無業者」から家事手伝い、自宅浪人、国内無認可校、海外進学者、求職者を除いた者の割合。</p> <p>高校生の進路意識の向上を図り、卒業時における進路未定者を減少させることが必要ことから、この指標を選定。また、小・中・高等学校までの体験活動は、進路意識の向上につながることから、この指標を選定。</p>	<p>公立高校1校当たりの進路未定者数は平成19年度では4人を超えており、平成25年度までに3人を下回ることを目指し、卒業生数に占める割合に換算し目標値とした。</p>	38 46
幼稚園・保育所などと連携・交流している小学校の割合	92.8%	100%	<p>幼稚園や保育所と教育活動についての理解を深め情報交換を行うなど、連携・交流を行っている小学校の割合。</p> <p>幼児期の教育は様々な場で行われているが、すべての子どもたちが小学校に入学することから、小学校と近隣の幼稚園・保育所との連携・交流を行うことが効果的なことから、この指標を選定。</p>	<p>県内すべての小学校が、近隣の幼稚園や保育所と連携・交流の機会を持つことを目標とした。</p>	40
小・中学校で支援籍学習が実施されている市町村数	58市町	全市町村	<p>特別支援学校に在籍する子どもたちが、地元の小・中学校で同じ学校のクラスメイトとして学ぶ支援籍学習が実施されている市町村の数。</p> <p>幼いころから、障害のある子とない子と一緒に学ぶ機会を持つことで「心のバリアフリー」がはぐくまれるとともに、社会のノーマライゼーションの実現につながることから、この指標を選定。</p>	<p>支援籍学習は、県内全域で実施される必要があるため、平成23年度の目標値を設定。これを平成25年度まで維持するとともに、支援籍学習の内容面を一層充実させることを目標とした。</p>	42
特別支援教育コーディネーターを指名し校内委員会を設置している県立高校の割合	<p>コーディネーター 4%</p> <p>校内委員会 6%</p>	<p>100%</p> <p>100%</p>	<p>特別支援教育体制の整備状況のうち、各県立高校における特別支援教育コーディネーターの指名及び校内委員会の設置率。</p> <p>各学校において特別支援教育を推進するに当たり、特別支援教育コーディネーターの指名と校内委員会の設置が求められるため、この指標を選定。</p>	<p>すでにすべての小・中学校において特別支援教育コーディネーターの指名と校内委員会の設置が実施されており、県立高校においても全校での実施を目標とした。</p>	

施策指標	現状値 (平成19年度)	目標値 (平成25年度)	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	ページ
個別の教育支援計画を作成している小・中学校の割合	29%	55%	公立小・中学校において、障害のある児童生徒に対して個別の教育支援計画を作成している学校の割合。 障害のある児童生徒の支援に当たり、家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携する必要がある場合、個別の教育支援計画を作成し、計画的・組織的に取り組むことが重要なため、この指標を設定。	国の障害者施策の重点施策実施5か年計画に示されている数値目標は、平成24年度における個別の教育支援計画の策定率が50%となっていることから、本県では平成25年度における目標値を55%とした。	42
不登校(年間30日以上)児童生徒数	小学校 1,238人 中学校 6,117人	小学校 1,000人以下 中学校 4,500人以下	1年度内に30日以上欠席した公立小・中学校の児童生徒の数。病気や経済的理由によるものを除く。 不登校は本人の心の問題だけでなく、学力や社会性をはぐくむ機会を失い、本人の社会的自立に関わる重要な課題であることから、この指標を選定。	いじめや不登校等への対応を図るため、埼玉県が全国に先駆けて教育相談体制の整備に取り組み始めた平成8年度の人数以下にすることを目指し、平成23年度の目標値を設定。これを平成25年度まで維持することを目標とした。(参考:平成8年度の不登校児童生徒数小=1,098人、中=4,520人)	50
公立高校1年生の中途退学率及び中途退学者数	5.0% 1,916人	3.4%以下 1,300人以下	公立高校(全日制・定時制)の1年生の中途退学率及び中途退学者数。 中途退学防止に向けた取組の成果を示す数値であることから、この指標を選定。中途退学者は全学年のうち1年生の占める割合が高くなっていることから特にこの学年を対象とした。	平成23年度までに、平成17年度の全国平均(3.4%)以下の数値にすることを目指し、この目標値を設定。これを平成25年度まで維持することを目標とした。	
児童生徒の暴力行為発生件数(公立小・中・高等学校)	2,300件	1,500件	小学校、中学校、高等学校に在学する児童生徒が、学校の内外で起こした暴力行為の件数。 非行や少年犯罪の防止・抑止の観点から、暴力行為の根絶に向けた数値目標としてこの指標を選定。	平成17年度中に発生した児童生徒の暴力行為2,075件を、平成23年度までに約3割減少させることを目指し、平成23年度の目標値を設定。これを平成25年度まで維持することを目標とした。	
警察職員による非行防止教室の受講者割合(小・中学生)	77.7% (平成19年)	100% (平成25年)	警察職員による、小・中学生の非行防止教室受講目標人員に対する受講者数の割合。 非行防止教室は、少年の規範意識醸成を図る取組であることから、この指標を選定。少年非行の低年齢化を防止するという観点から、小・中学生を対象とした。	児童生徒の成長の度合いに応じて段階的に非行防止教室を実施する必要がある。小学生は卒業までに2回の受講とし全児童数の3分の1を、中学生は卒業までに3回の受講とし全生徒数を目標人員として、平成23年の目標値を設定。これを平成25年まで維持することを目標とした。	52
人権感覚育成プログラムを実践した学校の割合(公立小・中・高等学校)	—	100%	公立小・中・高等学校で、人権感覚育成プログラムを活用した授業実践を行った学校の割合。 学校における人権教育の指導方法の工夫・改善を図り、児童生徒の人権感覚をはぐくむため、この指標を選定。	本県では平成19年度に人権感覚育成プログラムを開発し、すべての公立小・中・高等学校における普及・活用を進めていることから、この目標値を設定した。	54
朝食をほとんど食べない子どもたちの割合	小学生 1.5% 中学生 3.9%	1%未満 1%未満	県内全小中学生を対象にした調査で、朝食を1週間のうち、ほとんど食べないと回答した子どもたちの割合。 健全な食生活の状況を示す数値であることから、この指標を選定。	食育推進基本計画に基づく国の目標値を踏まえ「朝食を1週間のうち、ほとんど食べない子ども」(小学生)の割合を平成23年度までに0%に近づけることを目指す。これを、平成25年度まで維持することを目標とした。	56

施策指標	現状値 (平成19年度)	目標値 (平成25年度)	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	ページ
体力テストの5段階絶対評価で上位2ランク(A、B)の児童生徒の割合	45.7%	50%	文部科学省が示す得点表に従い、体力テストの各種目ごとに記録を得点化し、その得点の合計を5段階絶対評価したうちの上位2ランクの生徒の割合。 客観的な基準により一人一人の体力向上の状況を示すことができることから、この指標を選定。	この指標の過去5年間における全国平均伸び率を踏まえ、小・中学校ともに年間1.0%程度の伸び率を目標とした。	58
民間企業や社会福祉施設などでの社会体験研修を修了した教員の割合	21.4%	35%	民間企業や社会福祉施設などで5日以上社会体験研修を修了した小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教員の割合。 社会体験研修は、教員の視野の拡大や進路指導等における指導力の向上に効果的であることから、この指標を選定。	平成17年度における社会体験研修の修了教員の割合(15.6%)を2倍以上にすることを目指して平成23年度の目標値を設定。今後、教員の大量退職に伴い増加する新規採用者が延べ5日以上修了するには時間がかかることから、平成23年度の目標値を平成25年度まで維持することを目標とした。	62
県立高校再編整備における目標学校数	全日制の高校139校 全日制定時制併置校22校 昼夜開講の定時制独立校5校 (中期再編整備計画後)	全日制の高校133~135校程度 全日制定時制併置校17校程度 昼夜開講の定時制独立校6校程度	県立高校再編整備による全日制高校及び定時制高校の目標学校数。 県立高校の活性化を図るため、適正な学校数として、この指標を選定。	県内中学校卒業生数、全日制高校、定時制高校への進学率、及び各学校が活力ある教育活動を進めることができる適正学校規模などを考慮して、この目標値を設定した。	66
公立小・中学校における学校関係者評価の実施率	小学校62.5% 中学校64.7%	100% 100%	学校関係者評価を実施する公立小・中学校の割合。 学校教育法施行規則の改正により、学校関係者評価の実施が努力義務とされたことにより、この指標を選定。	すべての公立小・中学校での実施を目標とした。	
スクールガード・リーダーの配置	10校に1人	5校に1人	県内全小・中学校におけるスクールガード・リーダーの配置の割合。 スクールガード・リーダーの配置が増えることで児童生徒の安全確保や地域が一体となった学校安全体制の整備に有効であることから、この指標を選定。	スクールガード・リーダーが1年に巡回できる回数は100回程度であり、1校あたり約20回の巡回を期待することから、5校に1人程度を目標とした。	68
公立学校の耐震化率 <small>注)県立学校は22年度までの達成を目指します。</small>	県立学校88.0% 小・中学校56.1%	100% 85%	「旧耐震基準の建築物のうち耐震性のある建築物」及び「新耐震基準の建築物」の棟数が、全棟数のうちに占める割合。 学校施設は児童生徒が一日の大半を過ごす場所であるとともに、震災時には避難所としても使用される施設であり、耐震性の確保が重要であることから、この指標を選定。	県の施設は「埼玉県建築物耐震改修促進計画」において平成23年度までに耐震化を行うこととしている。県立学校については、この計画を1年早め平成22年度までの耐震化完了を目指す。 小・中学校については、平成27年度までに耐震化率を100%にすることとしている。市町村が策定した耐震化計画とその進捗状況を勘案し、平成25年度における耐震化率の目標値を85%とした。	70
私立小・中・高等学校の学校関係者評価の実施率	7%	70%	学校関係者評価を実施する県内の私立小・中・高等学校の割合。 学校教育法施行規則の改正により学校関係者評価の実施が努力義務とされたことにより、この指標を選定。	現状値をもとに、毎年10%程度の増加を目指し、目標値を設定した。	72

施策指標	現状値 (平成19年度)	目標値 (平成25年度)	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	ページ
地域や家庭が学校を支える「学校応援団」の組織率(小学校)	38%	100%	「学校応援団」を組織している小学校の割合。 学校応援団の組織化は、学校・家庭・地域が一体となって子どもを育成するものであり、学校の活性化や、家庭・地域の教育力の向上につながるものであることから、この指標を選定。	県内すべての公立小学校で学校応援団を組織することを目指し、平成23年度の目標を設定。その後も学校応援団の取組を充実するため、平成25年度まで維持することを目指した。	76
					78
「親の学習」指導者数	103人	600人	「親の学習」を推進するために養成する指導者の数。 家庭の教育力の向上のためには「親の学習」を進めることが重要であることから、この指標を選定。	おおむね県内の中学校区数に相当する400人を平成23年度までに養成する。さらに、幼稚園、保育所や企業で「親の学習」を実施するために200人を養成することを目指し、この目標値を設定した。	80
生涯学習ステーションのアクセス件数	70,152件	89,000件	生涯学習ステーションはインターネットを通じて指導者やイベント、講座などの生涯学習情報を検索するシステムである。 多様な生涯学習機会を提供するためには、必要な情報を入手しやすい環境を整備することが必要ことから、この指標を選定。	一般世帯の過去5年間のパソコン普及率や、平成18年度と平成19年度のアクセス数の増加率を踏まえ、現状値をもとに毎年4%程度の増加を目指し、目標値を設定した。	84
県立美術館・博物館の5年間の累計入館者数	408万人 (平成15年～19年度)	432万人 (平成21年～25年度)	県立美術館・博物館の過去5年間の入館者数。 美術館や博物館は文化芸術の創造や伝統文化の継承の核となる施設であり、その運営の成果を示すものとして、この指標を選定。なお、展示の内容により入館者数は増減が著しいため、5年間の合計入館者数とした。	直近の年間最高入館者数(平成18年度 863,821人)を基準に5年間の目標値を設定した。	86
週に1回以上スポーツをする20歳以上の県民の割合	31.9% (平成20年度)	55%	県政世論調査において、ウォーキングや軽い体操、レクリエーション活動を含めて、スポーツを週1回以上行っている県民の割合。 スポーツを振興する取組の成果を示す数値であることから、この指標を選定。	国の目標値である50%を上回ることを目指し平成23年度の目標を設定し、その数値を平成25年度まで維持することを目指した。	
総合型地域スポーツクラブの設立数	34クラブ	71クラブ	県内に設立されている、地域住民が主体的に運営する総合型地域スポーツクラブの数。 総合型地域スポーツクラブはスポーツの振興を推進する上で重要な役割を担っていることから、この指標を選定。	県内全域に総合型地域スポーツクラブを育成するため、平成18年度時点の県内市町村数と同数の設立を目指し平成23年度の目標値を設定。また、設立したクラブを維持・発展させ運営基盤の強化を図るため、これを平成25年度まで維持することを目指した。	88
県立学校体育施設開放可能時間数 注)25万時間とは、開放している県立学校体育施設1か所あたり平均週11時間程度の開放時間を合計した数値である。	20万時間 (平成20年度)	25万時間	県立学校体育施設開放事業において、年度当初に各県立学校で見込む施設ごとの開放可能時間の合計。 県立学校の体育施設は県民に身近な施設であり、その開放時間の拡充は地域のスポーツ振興を推進する上で重要な役割を担っていることから、この指標を選定。	現状値をもとに、毎年1万時間の増加を目指し、この目標値を設定した。	

参考:策定の経緯

1 県民意識調査の実施

本県教育の現状や課題を把握し、教育振興基本計画の策定に資するため実施。埼玉県教育振興基本計画検討会議に提出。

(1) 調査対象

○県内公立学校に通学する児童生徒(各学校を地域及び規模に分類し無作為抽出。学級単位)

小学校5年生 約1,500人(51校)

中学校2年生 約1,650人(47校)

高等学校2年生 約1,500人(38校)

○上記児童生徒の保護者 約4,650人

○調査対象校の教職員 約1,550人(各校10~13人)

○調査対象校の学校評議員 約 650人(各校5人)

(2) 調査時期

平成19年6月中旬~7月中旬

(3) 主な調査項目

学校での活動、学校環境・学校経営、将来に対する意識、家庭・地域について等

2 埼玉県教育振興基本計画検討会議での審議

有識者及び教育委員からなる会議を設置し、計画案を検討、作成した。

(設置要綱、委員名簿は別記)

※ 検討会議の事務を整理するため、関係部局の34課所室(教育局18課所室、知事部局15課室、警察本部1課)からなる庁内組織を設置した。

3 県民からの意見

大綱を公表し、埼玉県県民コメント制度に基づき、郵便、FAX、電子メールにより意見を募集した。

募集期間:平成20年10月10日~11月9日

意見件数:123人9団体から359件の意見

4 策定までの流れ

年 月 日	事 項	内 容
平成19年6月中旬～7月中旬 9月25日 11月 5日 11月29日	県民意識調査 第1回検討会議 第2回検討会議 第3回検討会議	埼玉教育の現状 意見交換 教育課題①確かな学力と自立する力の育成 教育課題②豊かな心とたくましい体の育成 家庭・地域の教育力の向上
平成20年1月11日 2月13日	第4回検討会議 第5回検討会議	教育課題③信頼される学校づくり 特別支援教育の充実 教育課題④活力ある生涯学習社会の実現 論点整理(1)基本理念、社会全体での取組
5月13日 6月12日 9月 3日 9月18日 10月 6日 10月 9日 10月10日～11月9日 12月 3日 12月15日 平成21年 1月 8日	第6回検討会議 第7回検討会議 第8回検討会議 第9回検討会議 県議会文教委員会 教育委員会 県民コメント 第10回検討会議 県議会文教委員会 教育委員会・知事決裁	論点整理(2)市町村との連携と支援 教育投資の現状 教育関係団体のヒアリング 大綱の骨子を検討 大綱(素案)を検討 大綱(案)を検討 当面する行政課題として大綱(案)を報告 大綱を審議 「大綱」を公表し、県民の意見を募集 計画(案)を検討 当面する行政課題として計画(案)を報告 計画を策定

埼玉県教育振興基本計画検討会議設置要綱

(設置)

第1条 埼玉県において、教育基本法第17条第2項の規定に基づく教育の振興のための施策に関する基本的な計画(埼玉県教育振興基本計画)を策定するに当たり、幅広い意見を反映させるため、埼玉県教育振興基本計画検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

(構成)

第2条 検討会議の委員(以下「委員」という。)は、教育委員及び有識者とし、別表のとおりとする。

(役割)

第3条 検討会議は、埼玉県教育振興基本計画の原案について検討する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、平成21年3月31日までとする。

(座長及び副座長)

第5条 検討会議に座長及び副座長を置く。

2 座長は、委員の互選によりこれを定める。

3 副座長は、委員のうちから座長が指名する。

(会議)

第6条 座長は、会議を招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 座長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、副座長がその職務を代理する。

(会議の公開)

第7条 会議は公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 検討会議の庶務は、教育局教育総務部文教政策室長において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるほか、検討会議の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月24日から施行する。

別表

埼玉県教育振興基本計画検討会議委員名簿

(職業等は、平成20年12月3日(第10回検討会議)時点)

氏名	職業等
伊地知 伸久	埼玉県PTA連合会会長
酒巻 久	キヤノン電子(株)代表取締役社長
○渋谷 治美	埼玉大学副学長
鈴木 秀昭	全国都市教育長協議会会長、所沢市教育長
土肥 義治	(独)理化学研究所理事
野上 武利	(社)埼玉県経営者協会専務理事
◎樋爪 龍太郎	(独)勤労者退職金共済機構理事長、(社)大宮法人会会長
雲雀 信子	NPO法人子育てサポーター・チャオ代表
前島 富雄	埼玉県高等学校長協会会長、県立浦和高校長
松島 京子	県立伊奈学園総合高校教諭
宮崎 英憲	東洋大学文学部教授、中央教育審議会臨時委員
若盛 正城	まつぶし幼稚園園長、こどもの森保育園理事長
*高橋 史朗	教育委員会委員長、明星大学人文学部教授
*犬飼 基昭	教育委員会委員長職務代理者、(財)日本サッカー協会会長
*石川 正夫	(社)全国公民館連合会常務理事兼事務局長
*平井 信行	気象予報士
*松居 和	音楽家
*島村 和男	教育長

◎印は座長、○印は副座長、*印は教育委員会委員、敬称略、教育委員会委員を除き五十音順

きずな
生きる力と絆の埼玉教育プラン

埼玉県教育振興基本計画

(平成21年度～平成25年度)

埼玉県・埼玉県教育委員会

平成21年2月発行

編集:埼玉県教育局教育総務部文教政策室

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

TEL 048-830-6990

ホームページ <http://www.pref.saitama.lg.jp/A20/BA00/keikaku/keikaku.html>



「ひまわりランドはたのしいな」

幸手市立権現堂川小学校1年 杉山凜さん

(平成20年度郷土を描く児童生徒美術展知事賞受賞作品)

